

奈良県告示第三百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十七年一月奈良県告示第四百十号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

区域	区域	区域	区域						
桜井市箸中（〇〇一）土石流警戒区	桜井市萱森（〇〇五）土石流警戒区	桜井市萱森（〇〇四）土石流警戒区	桜井市萱森（〇〇三）土石流警戒区	桜井市朝倉台（〇〇三）土石流警戒区	桜井市黒崎（〇〇九）土石流警戒区	桜井市黒崎（〇一〇）土石流警戒区	桜井市中和（〇一〇）土石流警戒区	奈良県中和土木事務所	奈良県中和土木事務所
おり	及び桜井市役所土木課	及び桜井市役所土木課	及び桜井市役所土木課						
次の平面図のと 及び桜井市役所土木課	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所	次の平面図のと 及び桜井市役所土木課	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所	奈良県中和土木事務所	奈良県中和土木事務所	奈良県中和土木事務所

桜井市芹井（〇〇六）土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市芹井（〇〇七）土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。